

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次C _c 等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
2	畜産農業	C _{co}	70	100	70
		C _{ci}	70	80	70
		C _{cj}	60	75	60
3	天然ガス鉱業	C _{co}	60	70	60
		C _{ci}	60	70	60
		C _{cj}	60	70	60
4	非金属鉱業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	C _{co}	40	70	50
		C _{ci}	40	60	50
		C _{cj}	30	50	40
6	乳製品製造業	C _{co}	30	50	40
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	20	40	20
6項の備考	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量（以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。）にあっては	C _{co}	30	50	
		C _{ci}	30	40	
		C _{cj}	30	40	30
7	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	C _{co}	40	80	60
		C _{ci}	40	60	50
		C _{cj}	30	50	40
8	水産缶詰・瓶詰製造業	C _{co}	40	60	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	30	50	30
9	寒天製造業	C _{co}	80	120	80
		C _{ci}	80	100	80
		C _{cj}	80	100	80
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	C _{co}	30	60	40
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	20	40	20
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	C _{co}	30	80	50
		C _{ci}	30	60	40
		C _{cj}	20	50	30
12	冷凍水産物製造業	C _{co}	30	70	50
		C _{ci}	30	50	30
		C _{cj}	20	50	30

注1：備考(例：「6項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{c0} （ C_{c0} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次C _c 等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
13	冷凍水産食品製造業	C _{c0}	40	80	60
		C _{ci}	40	70	50
		C _{cj}	30	60	40
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	C _{c0}	40	80	60
		C _{ci}	40	70	50
		C _{cj}	30	60	40
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	C _{c0}	30	100	40
		C _{ci}	30	60	40
		C _{cj}	30	60	30
16	野菜漬物製造業	C _{c0}	40	80	60
		C _{ci}	40	50	50
		C _{cj}	30	50	40
17	味そ製造業	C _{c0}	70	95	70
		C _{ci}	70	80	70
		C _{cj}	30	80	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	C _{c0}	70	95	70
		C _{ci}	70	80	70
		C _{cj}	40	80	40
19	うま味調味料製造業	C _{c0}	20	70	30
		C _{ci}	20	35	20
		C _{cj}	20	35	20
20	ソース製造業	C _{c0}	30	70	50
		C _{ci}	30	50	30
		C _{cj}	30	50	30
21	食酢製造業	C _{c0}	40	70	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	30	50	30
22	砂糖精製業	C _{c0}	40	80	40
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	30	50	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	C _{c0}	50	90	50
		C _{ci}	50	60	50
		C _{cj}	30	50	30
24	小麦粉製造業	C _{c0}	30	40	40
		C _{ci}	30	40	40
		C _{cj}	30	40	30
25	パン製造業	C _{c0}	30	80	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	20	40	20

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_c = (C_{co}・Q_{co}+C_{ci}・Q_{ci}+C_{cj}・Q_{cj}) × 10⁻³
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} (C_{co}) : 昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} (C_{ci}) : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} (C_{cj}) : 平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次C _c 等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
26	生菓子製造業	C _{co}	40	80	50
		C _{ci}	40	70	50
		C _{cj}	30	60	40
27	ビスケット類・干菓子製造業	C _{co}	40	60	40
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	30	60	30
28	米菓製造業	C _{co}	40	70	40
		C _{ci}	40	70	40
		C _{cj}	40	70	40
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	C _{co}	40	70	40
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	30	60	30
30	植物油脂製造業	C _{co}	40	80	50
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	30	60	30
31	動物油脂製造業	C _{co}	40	80	60
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	30	60	40
32	食用油脂加工業	C _{co}	40	55	50
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	30	50	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	C _{co}	110	120	110
		C _{ci}	100	110	100
		C _{cj}	90	100	90
34	穀類でんぷん製造業	C _{co}	50	60	50
		C _{ci}	50	60	50
		C _{cj}	40	60	40
35	麺類製造業	C _{co}	30	80	50
		C _{ci}	30	60	40
		C _{cj}	30	50	30
37	豆腐・油揚製造業	C _{co}	30	80	60
		C _{ci}	30	60	40
		C _{cj}	30	50	40
38	あん類製造業	C _{co}	60	100	70
		C _{ci}	60	70	60
		C _{cj}	40	70	50
39	冷凍調理食品製造業	C _{co}	30	50	40
		C _{ci}	20	50	30
		C _{cj}	20	40	30

注1:備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{c0} （ C_{c0} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	C_{c0}	30	60	40
		C_{ci}	30	55	40
		C_{cj}	30	50	40
41	清涼飲料製造業	C_{c0}	20	60	40
		C_{ci}	20	50	30
		C_{cj}	20	40	30
42	果実酒製造業	C_{c0}	30	40	30
		C_{ci}	30	40	30
		C_{cj}	30	40	30
43	ビール製造業	C_{c0}	30	40	30
		C_{ci}	30	40	30
		C_{cj}	30	40	30
44	清酒製造業	C_{c0}	30	70	40
		C_{ci}	30	50	40
		C_{cj}	30	50	40
45	蒸留酒・混成酒製造業	C_{c0}	30	60	40
		C_{ci}	30	40	40
		C_{cj}	20	40	20
46	インスタントコーヒー製造業	C_{c0}	20	30	20
		C_{ci}	20	30	20
		C_{cj}	20	30	20
47	配合飼料製造業	C_{c0}	20	65	40
		C_{ci}	20	40	20
		C_{cj}	20	40	20
48	単体飼料製造業	C_{c0}	20	85	60
		C_{ci}	20	50	40
		C_{cj}	20	50	30
49	有機質肥料製造業	C_{c0}	20	70	50
		C_{ci}	20	40	30
		C_{cj}	20	40	30
50	たばこ製造業	C_{c0}	30	40	30
		C_{ci}	20	40	20
		C_{cj}	20	40	20
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	C_{c0}	30	60	30
		C_{ci}	30	60	30
		C_{cj}	30	60	30
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	C_{c0}	80	90	80
		C_{ci}	80	90	80
		C_{cj}	70	80	70

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- 総量規制基準算定の基本式： $L（総量規制基準 \text{ kg/日}）= C（濃度 \text{ mg/l}） \times Q（水量 \text{ m}^3/\text{日}） \times 10^{-3}$
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
- 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。

基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。

Q_{co}（C_{co}）：昭和55年6月30日までの水量

Q_{ci}（C_{ci}）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量

Q_{cj}（C_{cj}）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次C _c 等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	C _{co}	90	100	90
		C _{ci}	90	100	90
		C _{cj}	90	100	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	C _{co}	40	60	40
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	30	60	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	C _{co}	80	120	80
		C _{ci}	80	100	80
		C _{cj}	80	100	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C _{co}	90	100	90
		C _{ci}	90	100	90
		C _{cj}	90	100	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C _{co}	50	100	70
		C _{ci}	50	80	50
		C _{cj}	50	70	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C _{co}	50	100	70
		C _{ci}	50	60	50
		C _{cj}	50	60	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C _{co}	90	120	90
		C _{ci}	90	120	90
		C _{cj}	80	110	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	C _{co}	70	80	70
		C _{ci}	70	80	70
		C _{cj}	60	80	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	C _{co}	40	50	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	C _{co}	40	90	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	C _{co}	40	50	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	C _{co}	30	100	50
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	30	40	30

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： $L = C \times Q \times 10^{-3}$ （L：総量規制基準 kg/日、C：濃度 mg/l、Q：水量 m³/日）
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	C_{co}	40	70	40
		C_{ci}	40	70	40
		C_{cj}	40	70	40
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	C_{co}	30	70	40
		C_{ci}	30	60	30
		C_{cj}	30	60	30
71項の備考	接着機洗浄水を循環するものにあつては	C_{co}	10	30	20
		C_{ci}	10	30	20
		C_{cj}	10	20	20
75	木材薬品処理業	C_{co}	20	40	30
		C_{ci}	20	40	30
		C_{cj}	20	40	30
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	C_{co}	70	80	70
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	60	80	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	C_{co}	60	70	60
		C_{ci}	60	70	60
		C_{cj}	60	70	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	C_{co}	50	60	50
		C_{ci}	50	60	50
		C_{cj}	50	60	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	C_{co}	140	150	140
		C_{ci}	130	150	130
		C_{cj}	120	130	120
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	C_{co}	80	90	80
		C_{ci}	80	90	80
		C_{cj}	80	90	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	C_{co}	60	70	60
		C_{ci}	50	60	50
		C_{cj}	40	60	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	C_{co}	70	80	70
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	60	80	60
82項の備考	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては	C_{co}	80	90	80
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	60	80	60

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： $L = C \times Q \times 10^{-3}$ （L：総量規制基準 kg/日、C：濃度 mg/l、Q：水量 m³/日）
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし		徳島県
			下限	上限	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	C_{co}	60	70	60
		C_{ci}	60	70	60
		C_{cj}	50	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	C_{co}	90	110	90
		C_{ci}	90	105	90
		C_{cj}	80	100	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	C_{co}	100	120	100
		C_{ci}	100	120	100
		C_{cj}	70	90	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	C_{co}	50	60	50
		C_{ci}	40	50	40
		C_{cj}	40	50	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	C_{co}	30	50	30
		C_{ci}	20	30	30
		C_{cj}	20	30	30
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C_{co}	40	60	40
		C_{ci}	40	50	40
		C_{cj}	40	50	40
89	機械すき和紙製造業	C_{co}	60	70	60
		C_{ci}	60	70	60
		C_{cj}	60	70	60
89項の備考	パルプ製造工程を有するものにあつては	C_{co}	60	110	70
		C_{ci}	60	90	70
		C_{cj}	60	70	60
90	手すき和紙製造業	C_{co}	90	100	90
		C_{ci}	90	100	90
		C_{cj}	80	100	80
91	塗工紙製造業	C_{co}	20	30	20
		C_{ci}	20	30	20
		C_{cj}	20	30	20
92	段ボール製造業	C_{co}	40	60	40
		C_{ci}	40	60	40
		C_{cj}	40	60	40
93	重包装紙袋製造業	C_{co}	70	80	70
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	70	80	70

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{c0} （ C_{c0} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
94	セロファン製造業	Cc0	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
95	乾式法による繊維板製造業	Cc0	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cc0	80	100	80
		Cci	80	90	80
		Ccj	60	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cc0	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	Cc0	50	80	60
		Cci	50	70	50
		Ccj	50	70	50
101	製版業	Cc0	50	60	60
		Cci	50	60	50
		Ccj	50	60	50
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cc0	30	60	50
		Cci	30	50	30
		Ccj	30	50	30
103	複合肥料製造業	Cc0	30	50	50
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
104	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cc0	30	40	40
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
105	ソーダ工業	Cc0	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
106	電炉工業	Cc0	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
107	無機顔料製造業	Cc0	20	30	30
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
107項の備考	黄鉛製造工程を有するものにあつては	Cc0	60	70	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	50	60	50

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案) 第7次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cco	20	40	30
		Cci	20	40	30
		Ccj	20	40	20
108項の備考 (1)	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては	Cco	70	80	70
		Cci	70	80	70
		Ccj	60	70	60
108項の備考 (2)	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては	Cco	50	60	50
		Cci	50	60	50
		Ccj	50	60	50
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	Cco	60	70	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	40	60	40
109項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては	Cco	210	280	210
		Cci	210	220	210
		Ccj	190	210	190
109項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては	Cco	100	110	100
		Cci	80	90	80
		Ccj	80	90	80
109項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工程にあつては	Cco	140	160	140
		Cci	130	150	130
		Ccj	130	150	130
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	Cco	50	80	50
		Cci	50	60	50
		Ccj	30	50	30
110項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては	Cco	190	250	190
		Cci	190	210	190
		Ccj	180	200	180
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	Cco	30	40	30
		Cci	20	30	30
		Ccj	20	30	20
111項の備考	平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量）を除く特定排水の量（以下「平成14年10月1日前の特定施設に係る量」という。）にあつては、Ccjの欄の値は、30とする。	Cco	30	40	30
		Cci	20	30	
		Ccj	20	30	
111項の備考 (1)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては	Cco	70	80	70
		Cci	70	80	70
		Ccj	70	80	70
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	Cco	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： $L（総量規制基準 \text{ kg/日}）= C（濃度 \text{ mg/l}） \times Q（水量 \text{ m}^3/\text{日}） \times 10^{-3}$
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 $Q_{c0}（C_{c0}）$ ：昭和55年6月30日までの水量
 $Q_{ci}（C_{ci}）$ ：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 $Q_{cj}（C_{cj}）$ ：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
112項の備考 (1)	乳重合合法による合成ゴム製造工程にあつては	Cc0	50	70	50
		Cci	50	70	50
		Ccj	50	70	50
112項の備考 (2)	クロロプレンゴム製造工程にあつては	Cc0	130	140	130
		Cci	130	140	130
		Ccj	130	140	130
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	Cc0	50	60	50
		Cci	50	60	50
		Ccj	50	60	50
113項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあつては	Cc0	270	290	270
		Cci	260	280	260
		Ccj	260	280	260
113項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程にあつては	Cc0	180	230	180
		Cci	180	210	180
		Ccj	160	190	160
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cc0	60	75	60
		Cci	40	60	60
		Ccj	40	60	50
115	脂肪族系中間物製造業	Cc0	60	70	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	50	70	50
115項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては	Cc0	210	220	210
		Cci	210	220	210
		Ccj	190	210	190
115項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては	Cc0	100	120	100
		Cci	80	100	80
		Ccj	80	100	80
115項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工程にあつては	Cc0	140	150	140
		Cci	130	140	130
		Ccj	130	140	130
116	メタン誘導品製造業	Cc0	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	20	40	20
117	発酵工業	Cc0	120	130	120
		Cci	110	130	110
		Ccj	110	130	110

注1:備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量 (COD) に係る総量規制基準 (案)

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値 (C値) を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式: L (総量規制基準 kg/日) = C (濃度 mg/l) × Q (水量 m³/日) × 10⁻³
 実際に適用される基準の計算式: $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分: 指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水 (特定排水) の届出最大水量 (Q) を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分: 業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。()内は対応するC値。
 Q_{co} (C_{co}): 昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} (C_{ci}): 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} (C_{cj}): 平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第7次から 変更なし
			下限	上限	
118	コーラル製品製造業	Cco	120	140	120
		Cci	120	140	120
		Ccj	120	140	120
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cco	50	60	60
		Cci	50	60	50
		Ccj	30	50	40
119項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては	Cco	190	350	190
		Cci	190	210	190
		Ccj	190	210	190
120	プラスチック製造業	Cco	30	40	40
		Cci	20	30	30
		Ccj	20	30	30
120項の備考 (1)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては	Cco	70	80	70
		Cci	50	60	50
		Ccj	50	60	50
120項の備考 (2)	硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては	Cco	60	70	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	50	60	50
121	合成ゴム製造業	Cco	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
121項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては	Cco	70	80	70
		Cci	70	80	70
		Ccj	70	80	70
121項の備考 (2)	クロロプレンゴム製造工程にあつては	Cco	130	140	130
		Cci	130	140	130
		Ccj	130	140	130
122	有機化学工業製品製造業 (整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	50	90	60
		Cci	50	90	60
		Ccj	50	80	50
122項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあつては	Cco	280	320	280
		Cci	270	280	270
		Ccj	270	280	270
122項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程にあつては	Cco	180	235	200
		Cci	180	210	190
		Ccj	160	190	180
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cco	50	60	50
		Cci	30	40	40
		Ccj	20	40	30

注1:備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： $L（総量規制基準 \text{ kg/日}）= C（濃度 \text{ mg/l}） \times Q（水量 \text{ m}^3/\text{日}） \times 10^{-3}$
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 $Q_{c0}（C_{c0}）$ ：昭和55年6月30日までの水量
 $Q_{ci}（C_{ci}）$ ：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 $Q_{cj}（C_{cj}）$ ：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cco	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
125	合成繊維製造業	Cco	30	60	30
		Cci	20	30	30
		Ccj	20	30	30
125項の備考	アクリル系繊維製造工程にあつては	Cco	60	80	60
		Cci	40	50	50
		Ccj	30	50	40
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cco	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	30	50	30
127	石けん・合成洗剤製造業	Cco	10	30	20
		Cci	10	15	15
		Ccj	10	15	15
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	40	100	40
		Cci	40	80	40
		Ccj	40	80	40
129	塗料製造業	Cco	40	100	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
130	印刷インキ製造業	Cco	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	30	50	30
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cco	70	100	80
		Cci	70	90	80
		Ccj	60	90	60
131項の備考	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては	Cco	70	100	
		Cci	70	90	
		Ccj	70	90	70
132	医薬品製剤製造業	Cco	30	80	60
		Cci	30	60	40
		Ccj	30	50	30
133	生物学的製剤製造業	Cco	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
134	生薬・漢方製剤製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{c0} （ C_{c0} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
135	動物用医薬品製造業	Cc0	60	70	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	50	70	50
136	火薬類製造業	Cc0	20	40	20
		Cci	20	40	20
		Ccj	20	40	20
136項の備考	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては	Cc0	60	70	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	50	70	50
137	農薬製造業	Cc0	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	20	40	20
138	合成香料製造業	Cc0	120	160	130
		Cci	110	120	110
		Ccj	110	120	110
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cc0	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	20	40	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	Cc0	30	50	30
		Cci	30	50	30
		Ccj	20	40	20
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	Cc0	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
143	写真感光材料製造業	Cc0	10	15	10
		Cci	10	15	10
		Ccj	10	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cc0	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
145	イオン交換樹脂製造業	Cc0	170	180	170
		Cci	170	180	170
		Ccj	130	140	130
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cc0	40	70	40
		Cci	40	60	40
		Ccj	40	60	40
147	石油精製業	Cc0	20	40	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_c = (C_{co}・Q_{co}+C_{ci}・Q_{ci}+C_{cj}・Q_{cj}) × 10⁻³
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co}（C_{co}）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci}（C_{ci}）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj}（C_{cj}）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次C _c 等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
147項の備考	潤滑油製造工程を有するものにあつては	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	30	40	30
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	30	40	30
148項の備考	硫酸洗浄工程を有するものにあつては	C _{co}	40	80	40
		C _{ci}	40	70	40
		C _{cj}	40	70	40
149	コークス製造業	C _{co}	180	200	180
		C _{ci}	180	190	180
		C _{cj}	90	120	90
150	石油コークス製造業	C _{co}	70	80	70
		C _{ci}	70	80	70
		C _{cj}	50	70	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	C _{co}	60	70	60
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
153	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	C _{co}	20	40	30
		C _{ci}	20	40	30
		C _{cj}	20	40	20
154	なめしかわ製造業	C _{co}	100	110	100
		C _{ci}	100	110	100
		C _{cj}	100	110	100
155	毛皮製造業	C _{co}	50	60	60
		C _{ci}	50	60	60
		C _{cj}	50	60	60
156	板ガラス製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
157	板ガラス加工業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
158	ガラス製加工素材製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{c0} （ C_{c0} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第7次から 変更なし
			下限	上限	
159	ガラス容器製造業	Cco	10	20	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cco	10	20	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	Cco	10	20	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	Cco	50	60	50
		Cci	50	60	50
		Ccj	50	60	50
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cco	10	30	10
		Cci	10	30	10
		Ccj	10	30	10
165	生コンクリート製造業	Cco	10	30	10
		Cci	10	30	10
		Ccj	10	30	10
166	コンクリート製品製造業	Cco	10	30	10
		Cci	10	30	10
		Ccj	10	30	10
167	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cco	10	30	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10
168	黒鉛電極製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
169	碎石製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
172	うわ薬製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
173	高炉による製鉄業	Cco	10	20	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10
173項の備考	コークス炉を有するものにあつては	Cco	40	60	40
		Cci	30	50	30
		Ccj	30	50	30
175	フェロアロイ製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	10	30	10
		Cci	10	30	10
		Ccj	10	30	10
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
182	鋼管製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
183	伸鉄業	Cco	10	20	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10
184	磨棒鋼製造業	Cco	10	20	10
		Cci	10	15	10
		Ccj	10	15	10
185	引抜鋼管製造業	Cco	10	20	10
		Cci	10	15	10
		Ccj	10	15	10
186	伸線業	Cco	10	20	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次C _c 等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
187	ブリキ製造業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
188	亜鉛鉄板製造業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
189	めっき鋼管製造業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
190	めっき鉄鋼線製造業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
192	鍛鋼製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
193	鍛工品製造業	C _{co}	10	15	10
		C _{ci}	10	15	10
		C _{cj}	10	15	10
194	鋳鋼製造業	C _{co}	10	30	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
195	せん鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
196	鋳鉄管製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
197	可鍛鋳鉄製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
198	鉄粉製造業	C _{co}	10	15	10
		C _{ci}	10	15	10
		C _{cj}	10	15	10
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
200	非鉄金属製造業	Cco	10	30	10
		Cci	10	30	10
		Ccj	10	30	10
201	電気めっき業	Cco	40	80	40
		Cci	40	60	40
		Ccj	40	60	40
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	10	30	20
		Cci	10	30	20
		Ccj	10	30	15
202項の備考	平成14年10月1日前の特定施設に係る量にあっては、Ccjの欄の値は、20とする。	Cco	10	30	
		Cci	10	30	
		Ccj	10	30	20
203	一般機械器具製造業	Cco	10	30	20
		Cci	10	30	20
		Ccj	10	30	15
204	電子回路製造業	Cco	20	40	20
		Cci	20	40	20
		Ccj	20	40	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	Cco	10	30	20
		Cci	10	30	20
		Ccj	10	30	15
205項の備考	平成14年10月1日前の特定施設に係る量にあっては、Ccjの欄の値は、20とする。	Cco	10	30	
		Cci	10	30	
		Ccj	10	30	20
206	輸送用機械器具製造業	Cco	10	30	20
		Cci	10	20	20
		Ccj	10	20	15
207	精密機械器具製造業	Cco	10	20	20
		Cci	10	20	20
		Ccj	10	20	15
208	ガス製造工場	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
209	下水道業	C_{co}	20	60	30
		C_{ci}	20	40	30
		C_{cj}	20	40	20
209項の備考	平成14年10月1日前の特定施設に係る量にあっては、 C_{cj} の欄の値は、25とする。	C_{co}	20	60	
		C_{ci}	20	40	
		C_{cj}	20	40	25
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては	C_{co}	10	30	30
		C_{ci}	10	30	20
		C_{cj}	10	30	15
210	空瓶卸売業	C_{co}	30	40	30
		C_{ci}	20	30	20
		C_{cj}	20	30	20
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。）	C_{co}	30	50	40
		C_{ci}	30	40	30
		C_{cj}	20	40	20
211項の備考	平成14年10月1日前の特定施設に係る量にあっては、 C_{cj} の欄の値は、30とする。	C_{co}	30	50	
		C_{ci}	30	40	
		C_{cj}	20	40	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	C_{co}	50	80	60
		C_{ci}	40	70	50
		C_{cj}	30	60	40
213	飲食店	C_{co}	50	70	50
		C_{ci}	40	60	40
		C_{cj}	30	50	30
213項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては	C_{co}	30	30	30
		C_{ci}	30	30	30
		C_{cj}	30	30	30
214	宿泊業	C_{co}	50	70	50
		C_{ci}	40	60	40
		C_{cj}	30	50	30
214項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては	C_{co}	30	30	30
		C_{ci}	30	30	30
		C_{cj}	30	30	30
215	リネンサプライ業	C_{co}	40	80	60
		C_{ci}	40	70	50
		C_{cj}	30	50	40
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	C_{co}	40	90	60
		C_{ci}	40	65	40
		C_{cj}	30	50	40

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	C_{co}	60	80	60
		C_{ci}	60	70	60
		C_{cj}	60	70	60
219	自動車整備業	C_{co}	20	40	30
		C_{ci}	20	30	30
		C_{cj}	20	30	20
220	病院	C_{co}	30	60	40
		C_{ci}	30	50	35
		C_{cj}	30	50	30
220項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するもの にあつては	C_{co}	30	30	30
		C_{ci}	30	30	30
		C_{cj}	30	30	30
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	C_{co}	30	70	40
		C_{ci}	30	50	30
		C_{cj}	30	50	30
221項の備考 (1)	平成18年1月31日以前に設置されたものであつて、第二欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの（(3)に掲げるものを除く。）にあつては	C_{co}	40	70	40
		C_{ci}	30	50	40
		C_{cj}	30	50	30
221項の備考 (2)	(1)に掲げるもののうち、昭和55年7月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては	C_{co}	40	80	40
		C_{ci}	40	80	40
		C_{cj}	30	50	30
221項の備考 (3)	平成18年1月31日以前に設置されたものであつて、第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	C_{co}	10	40	30
		C_{ci}	10	40	25
		C_{cj}	10	40	25
221項の備考 (4)	平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては	C_{co}	30	30	30
		C_{ci}	30	30	30
		C_{cj}	30	30	30
221項の備考 (5)	(4)のに掲げるもののうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	C_{co}	10	25	25
		C_{ci}	10	25	25
		C_{cj}	10	25	25
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	C_{co}	50	80	60
		C_{ci}	50	80	60
		C_{cj}	30	60	40

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{c0} （ C_{c0} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
222項の備考 (1)	昭和55年7月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のもの にあつては	C_{c0}	70	90	70
		C_{ci}	70	90	70
		C_{cj}	40	80	40
222項の備考 (2)	平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては	C_{c0}	30	30	30
		C_{ci}	30	30	30
		C_{cj}	30	30	30
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	C_{c0}	40	60	50
		C_{ci}	30	50	40
		C_{cj}	20	40	30
223項の備考 (1)	日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの（（3）に掲げるものを 除く。）にあつては	C_{c0}	50	60	50
		C_{ci}	30	50	40
		C_{cj}	20	40	30
223項の備考 (2)	昭和62年6月30日以前に設置されたもの（（3）に掲げるもの を除く。）にあつては	C_{c0}	40	60	50
		C_{ci}	40	60	40
		C_{cj}	20	40	30
223項の備考 (3)	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に 凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することがで きる方法によりし尿を処理するものにあつては	C_{c0}	10	50	30
		C_{ci}	10	50	25
		C_{cj}	10	40	25
224	ごみ処理業	C_{c0}	30	50	40
		C_{ci}	30	40	30
		C_{cj}	30	40	30
225	廃油処理業	C_{c0}	20	40	20
		C_{ci}	20	30	20
		C_{cj}	20	30	20
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	C_{c0}	20	40	40
		C_{ci}	20	30	30
		C_{cj}	20	30	30
227	死亡獣畜取扱業	C_{c0}	40	50	50
		C_{ci}	40	50	50
		C_{cj}	40	50	40
228	と畜場	C_{c0}	40	80	60
		C_{ci}	40	60	50
		C_{cj}	40	60	40
229	中央卸売市場	C_{c0}	20	50	40
		C_{ci}	20	30	30
		C_{cj}	20	30	30
230	地方卸売市場	C_{c0}	20	50	40
		C_{ci}	20	40	30
		C_{cj}	20	40	30

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）

資料1-6

- (1) 第8次の総量規制基準については第7次の規制値（C値）を維持する。業種区分の名称も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{c0} （ C_{c0} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第8次業種その他の区分 (及びその区分) 第7次から 変更なし	第8次Cc等 時期区分 第7次から 変更なし	第8次C値範囲		第8次C値 (案)
			第7次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		徳島県
			下限	上限	
231	試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	Cc0	20	50	40
		Cci	20	40	30
		Ccj	20	40	30
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	Cc0	10	120	50
		Cci	10	90	40
		Ccj	10	90	40
232項の備考 (1)	指定地域内事業場のし尿又は雑排水（221の項及び222の項に係るものを除く。）	Cc0	10	120	60
		Cci	10	90	50
		Ccj	10	90	50
232項の備考 (2)	水産養殖施設（当該施設からの排水の1日当たりの通常の量が50m ³ 以上のものに限る。）	Cc0	10	120	20
		Cci	10	90	20
		Ccj	10	90	20
232項の備考 (3)	食料品製造業	Cc0	10	120	60
		Cci	10	90	50
		Ccj	10	90	50
232項の備考 (4)	浄水施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第64号の2に規定するものをいう。）	Cc0	10	120	20
		Cci	10	90	20
		Ccj	10	90	20
232項の備考 (5)	火力発電所の発電プラント排水	Cc0	10	120	20
		Cci	10	90	20
		Ccj	10	90	10

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。